

お支払いする保険金

保険金の種類	お支払いする保険金の内容	
① 死亡保険金	偶然な事故によってケガをされ、そのケガのため事故発生日からその日を含めて180日以内に亡くなられた場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。	左記保険金は重複してお支払いしますが、保険年度ごとに、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。
② 後遺障害保険金	偶然な事故によってケガをされ、そのケガのため事故発生日からその日を含めて180日以内に身体の一部を失われたり、その機能に重大な障害を永久に残された場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の3%～100%をお支払いします。	
③ 入院保険金	偶然な事故によってケガをされ、そのケガのため入院(入院に準じた状態を含みます。)された場合、事故発生日からその日を含めて180日以内の入院に対し、入院日数1日につき入院保険金日額をお支払いします。	
④ 手術保険金	入院保険金をお支払いする場合で、事故発生日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために所定の手術を受けられたとき、入院保険金日額に手術の種類に応じて定めた倍率(10倍・20倍または40倍)を乗じた額をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術に限ります。	
⑤ 通院保険金	偶然な事故によってケガをされ、そのケガのため医師の治療を受けられた場合、平常の生活または業務ができる程度に治った日までの通院(往診を含みます。)に対し、90日を限度として通院日数1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、事故発生日からその日を含めて180日以内の通院が対象となります。 ご注意 次のような通院は、平常の生活または業務に支障がある通院ではないため、すべて通院保険金のお支払いの対象なりません。 ○回復程度を確認するための通院 ○薬剤や診断書の入手、検査その他医師によるケガの治療行為を伴わない通院 ○ケガが治った後または医師によるケガの治療行為が終了した後の消毒や包帯の取替えなど、簡易な処置だけの通院	

(注1) 上記①から⑤までの保険金は、健康保険、労災保険、生命保険、加害者からの賠償金などに関係なくお支払いします。
(注2) 上記①死亡保険金は死亡保険金受取人(死亡保険金受取人を定めなかったときは被保険者の法定相続人)に、その他の保険金は被保険者にお支払いします。
(注3) 上記①から⑤までの保険金をお支払いする場合において、ケガをされた時に既に存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、または、ケガをされた後にその原因となった事故と関係なく発生した別のケガや病気の影響によって、ケガの程度が重くなったときや治療期間が長くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。
(例) 骨粗しょう症の影響によりケガの程度が重大となったとき など

●**熱中症の補償について**
事故発生日において満23歳未満の被保険者については、日射または熱射によって身体に障害が生じた場合にも上記①から⑤までの保険金をお支払いします。

日常生活賠償責任保険金	ゴルフプレー中・練習中または日常生活中の偶然な事故や自宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物をこわしたりしたことにより法律上の損害賠償責任を負担された場合、1事故につき日常生活賠償責任保険金額を限度として損害賠償金をお支払いします。また、日本興亜損保の同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に要した費用、示談交渉に要した費用などもお支払いします。(賠償金額の決定には事前に日本興亜損保の承認を必要とします。)
-------------	---

ホールインワン・アルバトロス費用保険金	日本国内のゴルフ場で、ゴルフ競技中*1に被保険者が次のいずれかに該当するホールインワンまたはアルバトロスを達成された場合、ホールインワン・アルバトロス費用保険金額を限度として、慣習として負担される次の費用の合計額をお支払いします。 <対象となるホールインワン・アルバトロス> ① 同伴競技者および同伴競技者以外の第三者*2の両方が目撃*3したホールインワンまたはアルバトロス(公式競技*4の場合はいずれかの方が目撃したものとしします。) ② 映像によりその達成を客観的に確認できるホールインワンまたはアルバトロス ※1 「ゴルフ競技」とは、他の競技者1名以上(公式競技*4の場合は、他の競技者との同伴であるか否かを問いません。)と同伴し、基準打数(パー)35以上の9ホールを正規にラウンドすることをいいます。 ※2 「同伴競技者以外の第三者」とは例えば次のような方をいいます。 帯同キャディ、ゴルフ場使用人、公式競技参加者、公式競技の競技委員、ゴルフ場に入り出される造園業者、工事業業者、ゴルフ場内の売店運営業者、ワン・オン・イベント業者、先行・後続のパーティのプレイヤー など ※3 「目撃」とは、被保険者が打ったボール(ホールインワンの場合は第1打、アルバトロスの場合は基準打数より3つ少ない打数で打った最終打)がホールに入ることをその場で確認することをいいます。 ※4 「公式競技」とは、ゴルフ場、ゴルフ練習場、国または地方公共団体が主催、共催もしくは後援するゴルフ競技をいいます。 * ホールインワン・アルバトロス費用保険金に就かれている方はこの特約をセッティングすることができません。 <対象となる費用> ① 贈呈用記念品購入費用 ② 祝賀会費用 ③ ゴルフ場に対する記念植樹費用 ④ 帯同キャディに対する祝儀 ⑤ その他慣習として支出することが適当な社会貢献、自然保護またはゴルフ競技の発展に資する費用(ご契約金額の10%が限度)
---------------------	---

<ホールインワン・アルバトロス費用保険金のお支払いに必要な書類について>

○ホールインワン・アルバトロス費用保険金をご請求の場合には必ず次の書類が必要となります。

① 次の方すべてが署名または記名捺印した日本興亜損保所定のホールインワンまたはアルバトロス達成の証明書

公式競技以外の場合	公式競技の場合
a. ホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃した同伴競技者 b. ホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃した同伴競技者以外の第三者 c. そのゴルフ場の支配人、責任者 ※ホールインワンまたはアルバトロスの達成を客観的に確認できる映像をご提出いただける場合には、上記b.の方の署名または記名捺印は不要です。	d. 左記a.またはb.のいずれかの方 e. そのゴルフ場の支配人、責任者 ※ホールインワンまたはアルバトロスの達成を客観的に確認できる映像をご提出いただける場合には、上記d.の方の署名または記名捺印は不要です。

② アテスト済のスコアカード(写)
③ 費用の支出を証明する領収書(正)
④ その他必要に応じてご提出をお願いする書類

携行品損害保険金	偶然な事故によって自宅外で携行されていた被保険者所有の身の回り品に損害が生じた場合、その新規購入費用に基づき算定した額を損害保険金としてお支払いします。ただし、保険年度ごとに、携行品損害保険金額を限度とします。 ご注意① 「新規購入費用」とは、同一の質、用途、規模、型、能力のものを新規購入するのに要する額(修理可能な場合は新規購入費用と修理代金のいずれか低い額)をいいます。ただし、貴金属・宝石・美術品などについては、時価(損害が生じた地および時におけるその価額)によって損害額を算定します。 ご注意② 1事故につき3,000円を自己負担していただきます。 ご注意③ 損害額は、1個、1組または1対の物について10万円を超える場合は10万円とみなします。また、通貨・乗車券などについては、損害額の合計額が5万円を超える場合は合計で5万円とみなします。 ご注意④ 次の物は保険の対象なりません。 船舶・自動車・自転車およびこれらの付属品、携帯電話、ノート型パソコン・電子手帳およびこれらの付属品、義歯、コンタクトレンズ、眼鏡、動物、植物、有価証券(通貨、小切手、乗車券は保険の対象となります。)、預貯金証書、クレジットカード、稿本、設計書 など <ゴルフ用品補償内容拡大特約> ゴルフ場敷地内、ゴルフ用品の盗難*やゴルフクラブの破損・曲損により損害が生じた場合には上記 ご注意② 、 ご注意③ は適用せずに、ご契約金額の範囲内でその新規購入費用に基づき算定した損害額をお支払いします。 ※ ゴルフボールの盗難については、他のゴルフ用品と同時に発生した場合に限ります。
----------	--

ケガの補償

不測の出費の補償

身の回り品の補償

保険金をお支払いできない主な場合

(1)ケガの補償

- 故意または重大な過失によるケガ
- 自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ
- 無資格運転、酒酔い運転をしている間のケガ
- 脳疾患、疾病または心神喪失によるケガ
- 地震、噴火、津波によるケガ
- 戦争、外国の武力行使、暴動などによるケガ
- むちうち症または腰痛などでそれらの症状を裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの
- 危険なスポーツ(ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダーなど)を行っている間のケガ
- 自動車、原動機付自転車、モーターボートなどによる競技(競技場における競技に準じる行為を含みます。)、競争、興行または試運転をしている間のケガ
- 事故発生日において満23歳以上の被保険者の日射、熱射による身体の障害 など

(2)賠償責任の補償

- 故意による事故
- 職務遂行に直接起因する事故
- 自動車(ただし、原動機付身体障害者用車いす・歩行補助車やゴルフ場敷地内でのゴルフカートによる事故はお支払いします。)、原動機付自転車、航空機、船舶、銃器による事故
- 同居のご親族に対する損害賠償責任
- 地震、噴火、津波による事故
- 戦争、外国の武力行使、暴動などによる事故
- 他人から預かったり借りたりしている物の損壊についての損害賠償責任 など

(3)不測の出費の補償

- ゴルフ場の経営者または従業員が、自ら経営または勤務するゴルフ場において達成されたホールインワンまたはアルバトロスによる費用
- 海外でのホールインワンまたはアルバトロスによる費用
- 下記の贈呈用記念品購入費用
貨幣・紙幣、有価証券、商品券などの物品・切手、プリペイドカード(ただし、ホールインワンまたはアルバトロスを記念して特に作成されたプリペイドカードの費用はお支払いします。) など

(4)身の回り品の補償

- 故意または重大な過失による損害
- 自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害
- 無資格運転、酒酔い運転をしている間の損害
- 地震、噴火、津波による損害
- 戦争、外国の武力行使、暴動などによる損害
- 身の回り品の欠陥、自然の消耗・劣化、ねずみ食い、虫食い、すり傷、掻き傷、塗料のはがれなど
- 偶然・外来な事故を直接の原因としない電気的事故または機械的事故(これらによって発生した火災または破裂・爆発による損害はお支払いの対象となります。)
- 置忘れまたは紛失
- 詐欺または横領 など

事故が発生した場合のお手続き

●ただちにご連絡ください
万が一事故が発生した場合は、次のいずれかにただちにご連絡ください。ただちにご連絡いただけませんと保険金を削減してお支払いする場合がありますのでご注意ください。

・取扱代理店
・最寄りの日本興亜損保
【日本興亜損保の受付時間:平日の9:00~17:00(土日、祝日、12/31~1/3を除きます。)]

*ご連絡先は、ご契約後に郵送する保険証券に記載しています。
●必ず事前にご相談ください
賠償事故にかかわる示談交渉は必ず日本興亜損保とご相談いただきながらおすすめてください。あらかじめ日本興亜損保とご相談されずに示談交渉や賠償金を支払われた場合には、その全額または一部をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

●保険金請求手続きについて
事故のご連絡をいただいた場合には、取扱代理店または日本興亜損保より保険金請求手続き(保険金請求に際してご提出いただく書類、請求できる保険金の種類など)に関してご案内いたします。

●保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。

その他のご注意事項

<代理店の役割について>

取扱代理店は、日本興亜損保との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務などの代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましても、日本興亜損保と直接契約されたものとなります。

<ご契約にあたっての注意事項>

- ご契約者と被保険者が異なる場合、このホームページに記載された内容を必ず被保険者の方にもお読みいただくようお願いいたします。
- 保険料をお払込みの際は、日本興亜損保所定の保険料領収証を交付することといたしておりますので、お確かめください。
- ご契約後1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、最寄りの日本興亜損保までお問い合わせください。保険証券は満期返れい金をお支払いする際にご提出いただく必要がありますので、大切に保管してください。
- ご契約のお申込みの撤回または解除を申し出ることができるクーリングオフ制度がございます。詳しくはお申込み時にお渡しする「クーリングオフ説明書」をご覧ください。
- ご契約期間の途中で解約されますと、解約返れい金は多くの場合、お払い込みいただいた保険料より少ない金額になります。
- 保険料の払込方法が年払・半年払・月払のご契約において、保険料のお払込みがない場合には、失効(保険契約の効力を失うことをいいます。)-解約返れい金の範囲内で立替え(振替貸付)をします。この場合、立替金額に対して利息をいただきます。
- 死亡保険金をお支払いした場合または同一保険年度内に発生した事故により後遺障害保険金額の全額をお支払いした場合には、ご契約はその保険金支払いの原因となったケガをされた時点で終了し、満期返れい金および契約者配当金はお支払いできません。
- 月払または団体扱・集団扱月払契約の場合、満期日近くの保険料のお払込みは満期返れい金お支払手続きの関係上、満期返れい金からの差し引きによるお払込みにかえさせていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
- 法人のご契約者が借入金により積立型保険をご契約いただく場合には、税務上の関係上、借入金と保険料がひも付きの見合い関係にあるとされ、借入に伴う支払利息と運用資産から生じる利益の計上時期について税務上対応を要することがありますので、ご注意ください。

<保険金の代理請求人制度について>

被保険者ご自身がご存命であるにもかかわらず保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者の配偶者や、配偶者がいないときは3親等以内の親族の方が、代理請求人として保険金を請求することができますので、代理請求人となりうる方にはその旨をあらかじめお伝えください。

税法上の取扱い(個人契約の場合) 2010年9月現在

- 満期返れい金および契約者配当金は、次の算式により計算された額が、一時所得として他の所得と合算のうえ課税されます。
一時所得金額=(満期返れい金+契約者配当金-払込保険料総額-特別控除額)× $\frac{1}{2}$
※ 特別控除額は、1年間通算の一時所得全体に対して50万円です。
(注) 1. 上記の「税法上の取扱い」は、今後の税制改正によっては変更になる場合がありますのでご注意ください。
2. 法人契約または個人事業主契約の取扱いについては、取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。

★「安心BOX」は、傷害総合保険のペットネームです。
★このホームページは、傷害総合保険の概要を説明したものです。さらに詳しい内容をお知りになりたい場合は、取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。
★ご契約に際しては、契約申込書付属の「契約概要」「注意喚起情報」を必ずお読みください。また、「ご契約内容がご希望に沿っていること」「保険料算出に関わる事項が正しいこと」をご確認させていただきますので、ご協力くださるようお願いいたします。
★ご契約手続きその他この保険の詳細については、取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。